令和５年度現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業に関するQ&A

本事業について	
Q1 対象になる事業所を教えてください。	**A1** 都内にある民間の障害福祉サービス等事業所及び都外施設（東京都が定める都外独占施設、協定施設等）が対象です。 ただし、地方公共団体が設置する事業所、指定管理者が管理する事業所及び共生型障害サービスの事業所は対象外となります。
Q2 申請対象者を教えてください。	**A2** 令和５年度は以下の受験者が対象者です。 公認心理師国家資格は**第６回・７回**試験受験者 社会福祉士国家資格・介護福祉士国家資格は**第３６回**試験受験者 精神保健福祉士国家資格は**第２６回**試験受験者
申請について	
Q3 法人から職員への支出は、合否結果が出てから行っており、年度を越してから支出している。この場合、令和５年度として申請できますか。 （例）介護福祉士の合格発表が、３月２５日なので職員への支出が次年度の４月になってしまった。	**A3** **法人から職員への支出は、職員が受験した年度内でなければ対象にはなりませんので申請できません。** （例）介護福祉士受験者の領収書が令和５年度内であっても法人から受験者への支出が、令和６年４月（令和６年度）になっている場合は、助成対象にはなりません。
Q4 法人から職員への支出を合否結果が出てから行っており、交付申請の段階で支出するか不明な場合には申請できますか。	**A4** 合否結果が出た後、補助対象期間内に支出ができるのであれば、申請できます。 なお、第７回公認心理師の合格発表は、令和６年３月２９日（金）なので特に注意してください。 なお、支出しなかった場合でも、実績報告時に取下げの申請が必要となる事はご留意ください。

Q5 来年度受験予定の職員が購入している参考図書等を法人としても支援しています。 この場合、申請できますか	**A5** 申請できません。 今年度受験する職員が対象となるので、法人が支援したとしても対象にはなりません。
Q6 １事業所１名の申請となっていますが、サービス種別が異なる場合、それぞれで申請できますか。	**A6** 申請できます。 同一所在地での複数の障害福祉サービスを提供している場合、サービス種別ごとに申請可能です。 **対象者が、複数のサービスに従事していても１サービスのみの申請をしてください。** （例）申請の事業所で、居宅介護と自立訓練のそれぞれの職員は、サービス種別が違うので申請可能です。
Q7 職員が支出した費用は１０万円を超えていますが、このような場合でも助成対象額は、１０万円まででしょうか。	**A7** 助成額は、助成対象額１０万円の１/２の上限５万円です。
対象資格について	
Q8 職員が同時受験（例：社会と精神の２つを受験）をする場合、複数の申請をしてもよいですか。	**A8** 申請できません。４資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師）のうち、いずれか１資格を選択してください。 なお、兼務による複数所属があった場合でも１人につき１申請までとなります。
Q9 同一事業所（同一サービス）内に第６回心理受験者Ａと第７回心理受験者Ｂ がいる場合、どちらも申請することが可能ですか。	**A9** 申請可能です。第６回心理、第７回心理をそれぞれ申請してください。

Q10 領収書類の日付について、対象期間はありますか。	**A10** 法人助成の期間**令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで**のものとなります。 **第６回**心理の対象期間のみ**令和４年９月１日から令和５年６月３０日**となります。 上記の期間以外で法人が、支払った経費は、**助成対象にはなりません。**
対象経費について	
Q11 銀行引落としで領収書が手元にない。何を提出したらよいでしょうか。	**A11** 銀行引き落としのコピーとそれに関連する案内通知文やパンフレット等内容、金額の確認できる書類のコピーを印刷し提出ください。
Q12 講習会の受講開始が４月のため、受講料の納入期限が前年度でした。この場合は、助成対象となりますか。	**A12** ・法人が助成対象期間外に支払いをした場合は**助成対象となりません。** ・個人が前年度に支払をし、A1０の対象期間内に法人が助成した場合、**助成対象となります。**
Q13 PC サイトより対策講座などの受講を申込し、クレジットカードで支払いをした。 ・領収書が無く、代わりに『ご利用代金請求明細書』を提出したいのですが、他に必要な書類はありますか。 ・ポイントが付与されたのですが、どう処理をしたら良いでしょうか？	**A13** ・『ご利用代金請求明細書』の他に、『受講証』や『修了証書』など受験した資格の内容、代金の分かる書類の写しを、提出してください。 **・クレジット払いにより付与されたポイントは助成対象から控徐する必要があります。各種ポイント相当額を確認するため、ポイント付与の条件（何円購入で何ポイント）や１ポイント当たりの換金率が記載されているカード会社等の根拠資料を提出してください。**

Q14 次の経費も対象になりますか。 ・受験申込書類の**郵送料** ・受験用写真等に確認票に添付する**写真代** ・受験料の振込**手数料** ・講習会参加の際の**交通費** ・合格後の免許登録税や**登録手数料**	**A14** いずれの経費も**助成対象とはなりません。** その他の経費で不明な点がありましたら、事前にお問合わせください。
Q15 学習用のスマホアプリは助成対象ですか。	**A15** **助成対象となります。購入したアプリ名、購入者名、購入金額、購入した日付が分かる箇所のコピー**を提出してください。 例【購入済】の画面のコピー 通信会社の請求書の該当部分のコピー 引落し口座の該当部分のコピー
Q16 「介護職員初任者研修」は助成対象になりますか。	**A16** 介護福祉士の資格条件ではないため**助成対象にはなりません。**
Q17 資格取得を目標とする教育訓練、養成学校等への入学金は、助成対象となりますか。	**A17** **助成対象となります**。
対象者について	
Q18 交付申請後に申請者を別の職員に変更できますか。	**A18** 変更できません。
Q19 非常勤・アルバイトは、申請できますか。	**A19** 直接雇用している職員であれば、申請できます。
Q20 地方公共団体が指定する施設職員は申請できますか。	**A20** 申請できません。

Q21 施設長などの管理者も申請できますか。	**A21** 申請できます。
Q22 交付申請後、同じ法人内で異動となりました。どんな手続きが必要ですか。	**A22** 実績報告書の備考欄に交付申請時の所属事業所名を記入してください。
申請様式について	
Q23 別記様式第１号－４（支払額等確認書は、交付申請締切日までに、必ず提出しなくてはいけませんか。	**A23** 交付申請書提出締切日までにお持ちの対象経費の領収書を添付してください。 第７回心理師試験申込受付期間は、申請提出締切り前のため受験予定として受験手数料の払い込みを申請してください。 ＊交付申請書提出の締切り後発生した経費の領収書は、実績報告時に提出してください。
Q24 「振替払込請求書兼受領証」をなくしてしまいました。申請できますか。	**A24** 別記様式第１号－３（受験手数料振替払込請求書兼受領書報告書）に「紛失」と記入し、実績報告の際に**「受験票のコピー」**を別記様式第２号－４に貼付して提出してください。
Q25 事業所ごとに支払金口座振替依頼書を提出し、助成金を受取ることは可能ですか。	**A25** 支払金口座振替依頼書を複数提出することはできません。法人で１枚の作成になります。
Q26 別記様式第 2 号－6『受領委任変更届』は、どういう時に必要になりますか。	**A26** 法人名義の口座でなく、事業所の施設長等の口座を振込先としたい場合に提出が必要です。但し、原則として同一法人内であることが前提で、この場合でも振込先は１法人１口座です。

Q27 まだ支払いは済んでいないのですが、支払証明書の「法人支払日」には、支払予定日を記入し提出すればよいですか。	**A27** 支払証明書は支払いを済ませたことを証明する書式となりますので、支払の済んでいないものは支払確定後に支払証明書を作成いただき、実績報告書と一緒に提出してください。
交付予定額について	
Q28 交付予定額とは何ですか。	**A28** **提出いただいた申請書を審査した後、助成金交付予定額をお知らせします。**
Q29 ４月の実績報告で、交付予定額を超えて請求することは可能ですか。	**A29** いかなる理由であっても、**交付予定額を超えての請求はできません。**
Q30 交付予定額決定通知に記載されている「交付決定番号」とは、何に使用しますか。	**A30** 実績報告時に使用します。別記様式第２号『助成金実績報告書兼請求書』に記入していただく番号です。
実績報告・請求について	
Q31 交付申請時に領収書類を提出したのですが、実績報告時にも提出しますか。	**A31** 実績報告時に提出する書類も含め、すべての領収書をご提出ください。
Q32 申請した対象者が退職してしまいました。どうすればよいですか。	**A32** 法人がその退職者へ支払いをしており、合格証の提出や支払証明書の対象者からの受領印を法人が受領できるのであれば、助成対象となります。 法人がその退職者に支払いをしていない場合、取下げとして別記様式第２号『助成金実績報告書兼請求書』に対象者名・事業所名・受験結果を記入し助成金請求額は０円としてください。
Q33 対象者が退職したため、試験の合否が分かりません。どのようにしたらよいですか。	**A33** 不明の場合は、別記様式第２号『助成金実績報告書兼請求書』の備考欄に「合否不明」と記入してください。 法人が対象者に対し助成している場合でも、不合格と同様の取り扱いとなり、受験手数料のみが対象経費となります。

Q34 交付申請の際に提出した別記様式第１号－２『事業計画及び経費見込内訳』の事業計画内訳は、変更可能ですか。	**A34** 助成額の範囲内で内訳の変更は可能です。 ただし、助成額の上限はすでに通知している交付予定額です。
Q35 法人が当初より負担をした場合（対象者個人が支払いをしていない）、『支払証明書』等の記入は、どうしたらよいですか。	**A35** ・領収書の宛名が法人名の場合、該当の対象経費については『支払証明書』の記入は不要です。領収書は宛名の法人記載を確認の上、別記様式第２号－３『領収書類提出様式』に添付し、提出してください。 ・領収書の宛名が個人で、法人が直接振込をした場合,該当の対象経費については、『支払証明書』の提出は不要です。領収書類の余白に**「法人直接払い」と明記し**、別記様式第２号－３『領収書類提出様式』に添付し、提出してください
Q36 交付申請時に提出した『口座振替依頼書』の口座名義に変更がありました。 どのような手続きをすればよいですか。	**A36** 実績報告の際に、別記様式第２号－5『支払金口座振替依頼変更届』を記入し、新しい通帳の写しを添付し提出してください。
Q37 不合格の場合、どうしたらよいですか。	**A37** ・法人が支出をする場合、手数料のみ助成対象です。 ・法人が支出をしない場合、取り下げ(0 円)として別記様式２号『助成金実績報告書兼請求書』の「法人助成金請求額内訳」「法人助成金請求額」欄に０円と記入してください。

Q38 不合格の場合、次年度も申請することは可能ですか。	**A38** 申請可能です。 今年度不合格の方が次年度に受験された場合でも次年度の助成対象として申請いただけます。
合格証について	
Q39 合格証の取扱いについて教えてください。	**A39** 合格証は原本ではなく写しをお送りください。**登録証の送付は不要です。**
Q40 合格証の提出が間に合いません。 どうしたらよいですか。	**A40** 『受験票』の写しと、試験センターホームページの合格者発表に載っている該当の受験番号のコピーを『合格証』の代わりに提出してください。 その後『合格証』が届き次第、早急に当財団まで郵送してください。
その他	
Q41 様式に誤って記入した場合、修正テープを使用してもいいですか。	**A41** 修正テープは使用せず、作成し直すか、訂正印を押印のうえ記入し直して提出してください。
Q42 「教育訓練給付金」を受けました。この場合、助成対象となりますか。	**A42** 受講料金から給付金を差し引いた残りの金額については、**助成対象となります。**
Q43 申請を取下げること（全部又は一部）は可能ですか。	**A43** 取下げは可能です。全てを取り下げる場合でも、別記様式第２号『助成金実績報告書兼請求書』の備考欄に「取下げ」とその理由を記載し提出してください。

<table>
<tr><td>Q44
申請後、姓が変更になりました。
届出は必要ですか。</td><td>A44
実績報告書別記様式第２号の対象者名に新しい名を記入いただき、備考欄に旧姓を記していただき。免許証等、経過のわかる証明書（コピー）を添付してください。</td></tr>
<tr><td>Q45
現任介護職員資格取得支援事業（以下、「現任介護」という。）と現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業（以下「現任障害」という。）の違いを教えてください。</td><td>A45
現任介護は、「都内に在住する介護サービスを提供する事業所」を対象としているのに対して、現任障害は「都内に所在する障害福祉サービス等を提供する民間の事業所及び都外施設」が対象です。
また、現任介護は「１法人につき１０名まで」申請可能ですが、現任障害は「1 事業所につき原則 1 名」が助成可能で法人単位での制限はありません。
1.同じ事業所でも同一人物でなければ現任介護と現任障害と合わせて申請できます。
2.対象国家資格試験は現任介護が「介護福祉士国家資格試験」のみに対して、現任障害は「介護」だけでなく「社会」「精神」「心理師」も対象となります。
窓口、担当者及び提出書類も異なるため申請の際には注意してください。
<table><tr><td></td><td>現任介護</td><td>現任障害</td></tr><tr><td>対象事業所</td><td>介護サービス事業所</td><td>障害福祉サービス等事業所</td></tr><tr><td>助成基準</td><td>1 法人につき
10 名まで</td><td>1 事業所原則 1 名
（※サービス種別ごとに 1 名）</td></tr><tr><td>対象となる
国家資格</td><td>介護のみ</td><td>社会
介護
精神
公認心理師</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>Q46
現任介護で申請をしている事業が現任障害を申請することは可能ですか。</td><td>A46
申請できます。</td></tr>
</table>